

介護サービスの種類

必要なサービスを 組み合わせて利用できます

要介護1～5／要支援1・2の人が利用できるサービス (介護給付／予防給付)



在宅サービス

※利用者負担は原則としてサービス費用の1割です。所得の高い人は利用者負担が2割または3割になります（P9参照）。

通所して利用する

●通所介護（デイサービス）

要介護1～5の人

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合（7時間以上8時間未満）
※送迎を含む

要介護1～5 ▶ 6,580円～11,480円

要支援1・2の人は、
介護予防・日常生活支援総合事業の
「通所型サービス」を利用します

要支援1・2の人

●通所型サービス 市町村独自事業

- ・通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
- ・生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善などの短期的な指導を行います。

●通所リハビリテーション (デイケア)

要介護1～5の人

介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合（7時間以上8時間未満）
※送迎を含む

要介護1～5 ▶ 7,620円～13,790円

要支援1・2の人

介護予防 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを日帰りで行うほか、その人の目標に合わせた栄養改善、口腔機能向上のサービスを提供します。

■サービス費用のめやす（月単位の定額）

※送迎、入浴を含む

要支援1 ▶ 1か月22,680円

要支援2 ▶ 1か月42,280円

栄養改善 ▶ 1か月2,000円

口腔機能向上（Ⅰ）
▶ 1か月1,500円

介護予防通所リハビリテーションでは、以下のサービスが利用できます。利用者の目標に応じて単独または組み合わせて利用します。

【栄養改善】

管理栄養士等が、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

【口腔機能向上】

歯科衛生士や言語聴覚士等が、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

訪問を受けて利用する

●訪問介護（ホームヘルプ）

要介護1～5の人

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。

■サービス費用のめやす

身体介護（20分以上30分未満） ▶ 2,440円

生活援助（20分以上45分未満） ▶ 1,790円

※早朝、夜間、深夜などは加算あり

通院のための乗車または降車の介助 ▶ 970円

※要支援では利用できません

※移送にかかる費用は別途自己負担

●訪問入浴介護

要介護1～5の人

介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護をします。

■サービス費用のめやす

12,660円

要支援1・2の人

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

■サービス費用のめやす

8,560円

●訪問看護

要介護1～5の人

疾患等を抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションから（30分未満） ▶ 4,710円

病院または診療所から（30分未満） ▶ 3,990円

要支援1・2の人

介護予防訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションから（30分未満） ▶ 4,510円

病院または診療所から（30分未満） ▶ 3,820円

要支援1・2の人は、
介護予防・日常生活支援総合事業の
「訪問型サービス」を利用します

要支援1・2の人

●訪問型サービス

市町村独自事業

- ・ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
- ・保健師などが、健康に関する短期的な指導を行います。

●訪問リハビリテーション

要介護1～5の人

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションをします。

■サービス費用のめやす

1回*につき3,080円

※20分間リハビリテーションを行った場合

要支援1・2の人

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションをします。

■サービス費用のめやす

1回*につき2,980円

※20分間リハビリテーションを行った場合

●居宅療養管理指導

要介護1～5の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

要支援1・2の人

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

■サービス費用のめやす

医師による指導 ▶ 5,150円（1か月に2回まで）

在宅に近い暮らしをする

要介護1～5の人

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

■サービス費用のめやす

要介護1～5 ▶（1日につき）5,420円～8,130円

●特定施設入居者生活介護

要支援1・2の人

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

■サービス費用のめやす

要支援1 ▶（1日につき）1,830円

要支援2 ▶（1日につき）3,130円